

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	日英協定に基づく国外適合性評価事業の区分及び指定基準の追加		
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室 総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 経済産業省産業技術環境局基準認証政策課		電話番号:03-5253-5908 e-mail:ninshou@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年6月		
規制の目的、内容及び必要性等	【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「法」という。)においては、国外適合性評価事業を行おうとする者は相互承認協定ごとに政令で定める国外適合性評価事業の区分に従い主務大臣の認定を受けることができること、また、国外適合性評価事業の認定の申請に当たって主務大臣は、相互承認協定に規定する指定基準であり、国外適合性評価事業の区分に応じて政令で定めるものに即した認定の基準に適合すると認められるときでなければ、その認定をしてはならないことを規定している。 法に基づき、本件改正対象である特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令において、具体的な国外適合性評価事業の区分及び指定基準等を規定しているところであり、現在、既に日本との間で相互承認協定が締結されている欧州連合、シンガポール及び米国向け国外適合性評価事業に係る内容が規定されている。 今般、英国の欧州連合からの離脱に伴い、日本と欧州連合との間での相互承認協定と同様の内容の国際約束を、日英両国間の相互約束である「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」(以下「日英協定」という。)の中に「相互承認に関する議定書」(以下「相互承認議定書」という。)として含める形で日英協定を締結したが、当該相互承認議定書の適用に際しては、両国における国内法制度整備の完了が前提となっている。 日英協定の相互承認議定書においては、他の相互承認協定と同様に、一方の締約国は、自国の指定当局が、関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。との旨を規定しており、日英協定の相互承認議定書に基づく国外適合性評価機関の指定(認定)についても、必要な権限の確保、すなわち国内制度上の担保を行うため、本件政令改正において英国向け国外適合性評価事業の区分の追加及び英国向け指定基準の追加等を行い、日英協定の相互承認議定書に基づく国外適合性評価機関の指定(認定)を希望する事業者が、所管大臣より指定(認定)を受けることができるようにすることが必要となる。 仮に本件政令改正を行わない場合、日英協定の相互承認議定書の内容を遵守するための国内法制度の整備が完了しないため、日英協定の相互承認議定書を適用できないこととなる。 【課題及び課題の発生原因】 英国の欧州連合からの離脱により英国が日本と欧州連合との間の相互承認協定の対象外となったため、現行では、日本国内の適合性評価機関は日英協定の相互承認議定書に基づく英国向け適合性評価事業を行うことができず、日本国内の事業者が英国向け適合性評価を受けようとする場合、英国の国内法制度に基づく適合性評価機関に申請を行う必要があることから、日本国内で日英協定の相互承認議定書に基づく英国向け適合性評価事業が行われる場合と比較し時間や費用を要することとなる。 日本政府が日英協定の相互承認議定書に基づき、あらためて国内で英国向け適合性評価事業を行う適合性評価機関等の認定を行うためには、両国における国内法制度整備の完了を前提とした相互承認議定書の適用が必要となる。 なお、本件政令は、相互承認協定において締約国が確保すべき事項として規定された事項について国内法制度上の担保を行うものであることから、相互承認議定書を含む日英協定の締結を受けて本政令の内容を改正することは裁量余地がないものであり、非規制手段は考えられない。 【規制の内容】 英国向け国外適合性評価事業の区分の追加及び英国向け指定基準の追加等を行い、日英協定の相互承認議定書に基づく国外適合性評価機関の指定(認定)を希望する事業者が、所管大臣より指定(認定)を受けることができるようにするものである。		
規制の費用			
	(遵守費用)	日英協定の相互承認議定書に基づき英国向け国外適合性評価事業を実施しようとする事業者から当該事業の認定等に係る申請があった場合、認定等の申請のための事務コスト及び認定等の審査を受けるための手数料が発生する。 この当該申請及び審査対応に係る費用については、指定(認定)を希望する事業毎に審査の実費を勘案し定められており、一律に示すことは困難であるが、仮に、英国向け国外適合性評価事業の認定等に係る申請を行う事業者が年1者(※1)あったとして、認定等の申請に1時間、担当者1名、また、審査等を受けるための手数料として最大1,752,400円(※2)を要するものと考え、年間費用の合計の上限値は次のように推定される。 (3,058円(担当者の時給(※3))×1時間(作業に要するのべ時間)×1人(実際に作業を行うと考えられる人数)+1,752,400円(審査等を受けるための手数料))×1者(申請者数)=1,755,458円 ※1:年間の申請者数について、既存の欧州連合、米国、シンガポール向け国外適合性評価事業に係る認定等の申請は、いずれも年平均1者未満であったことから、今回も年1者を上回ることはないものと想定される。 ※2:英国向け国外適合性評価事業に係る認定等を受ける場合、国に納めなければならない手数料額を改正政令別表第一において規定しており、最大で1,752,400円である。 ※3:3,058円=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年(概要))の平均給与額(年間、正規))4,957千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和2年、事業所規模5人以上)の実労働時間数)1,621時間	
	(行政費用)	日英協定の相互承認議定書に基づき英国向け国外適合性評価事業を実施しようとする事業者から当該事業の認定等に係る申請があった場合、認定等の申請、認定等のための審査及び英国との連絡調整に係る事務コストが発生するが、このうち認定のための審査に係る費用は申請者からの手数料として補填されるため、国民が負担することとなる行政費用は、認定等の申請の受理及び英国との連絡調整を行うための人件費に限定されると考えられる。 当該申請の受理及び連絡調整に係る費用について、一律に示すことは困難であるが、仮に、英国向け国外適合性評価事業の認定等に係る申請を行う事業者が年1者あったとして、当該者に係る申請受理作業及び英国との連絡調整にそれぞれ1時間、担当者1名を要するものと考え、平均的な年間の費用の合計は次のようになる。 3,058円(担当者の時給)×2時間(作業に要するのべ時間)×1人(実際に作業を行うと考えられる人数)×1者(申請者数)=6,116円	
規制の効果(便益)			

	(直接的効果(便益))	—
	(副次的・波及的な影響)	本件は、日本国内の事業者が日英協定の相互承認議定書に基づく英国向け適合性評価事業を行う機会を新たに得るものであり、また、当該事業を行わない事業者・国民に対して、新たに義務を課すものではない。したがって、本件政令改正による副次的な影響及び波及的な影響は、特段生じない。
費用と効果(便益)の関係		—
その他関連事項		【事前評価の活用状況】 本件は、日英協定締結に基づき、その相互承認議定書の適用に向けた国内体制の整備の一環として政令改正を実施しようとするものであり、検討段階等で事前評価書の活用はしていない。
事後評価の実施時期等		【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 本制度導入後に英国向け国外適合性評価事業の認定申請が行われた数について、同じく本制度導入後に既存の欧州連合、シンガポール及び米国向け国外適合性評価事業の認定申請が行われた数との比較により、事後評価の指標とする。
備考		